

会 議 録

1 会議名

第5回浦川原区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

（1）諮問（公開）

・上越市過疎地域持続的発展計画（案）について

（2）報告（公開）

ア 会長報告

イ 委員報告

ウ 市からの報告

（3）その他（公開）

3 開催日時

令和3年8月6日（金）午後6時30分から7時10分まで

4 開催場所

浦川原コミュニティプラザ

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・委 員：相澤誠一、池田幸博副会長、春日清美、北澤誠、北澤正彦、五井野利一、杉田和久、藤田宏禎会長、宮川勇、村松進副会長
- ・事務局：浦川原区総合事務所横田所長、小嶋次長、大橋次長、産業グループ山本グループ長、建設グループ渡辺グループ長、市民生活・福祉グループ市村グループ長、春日上席保健師長、教育・文化グループ山崎グループ長、総務・地域振興グループ北澤班長、向井主任、西條主事、自治・地域振興課田中課長、岡村係長

8 発言の内容

【藤田会長】

- ・会議の開会を宣言。
- ・出席者は10人。欠席者は、赤川委員、小野委員。

- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上が出席しているので、会議が成立する旨を報告。
- ・会議録の確認：春日委員に依頼。

【藤田会長】

それでは、次第の「2 諮問」に入る。

「上越市過疎地域持続的発展計画（案）について」、前回の地域協議会で本計画の策定についての事前説明をしていただいた。本日はその諮問ということで、自治・地域振興課田中課長から説明をお願いします。

【田中課長】

諮問第71号として、「上越市過疎地域持続的発展計画（案）について」の諮問である。諮問の理由として、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づいて公示された過疎地域において、総合的かつ計画的な対策を実施するための事業計画として策定する、「上越市過疎地域持続的発展計画」を別紙のとおりとすることについて、浦川原区の住民の生活に及ぼす影響という観点から意見を求めるものである。

資料に基づいて説明させていただく。前回の地域協議会では過疎地域などの意味合いや、これまでの国の法律に基づく取組などを説明させていただいたところである。

A3の参考資料をご覧いただきたい。はじめに、「過疎地域持続的発展措置法」について、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、これまで50年以上にわたって、その法の下に過疎地域における様々な事業を進めてきた。本年4月1日に新しい法律「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたことを受けて、ハード事業、ソフト事業を対象とした過疎対策事業債の発行が可能となる支援措置が継続されることになり、その有効期限は令和13年3月31日までの10年間となった。

対象地域は、法に基づく要件で選定されており、本市においては合併前15区と大潟区、頸城区を除く11区が過疎地域となっている。

法に基づく主な財政上の特別措置として、まず、過疎対策事業債を充当することができるということ。そして、国庫補助率のかさ上げということで、国から補助金をもらうことができる一部の事業において、その補助率が今までよりも良くなったというものである。その他、企業に対する税制面での優遇措置などいくつか項目がある。

この計画は、市町村が法の定める目的を踏まえ、過疎地域の持続的発展を図るために定めることができるもので、財政上の特別措置を活用する場合などには計画の策定が必要となっている。要件としては、県が策定する過疎地域持続的発展方針に基づき、市議会の議決を経

で定めることができるというものである。

計画（案）は、国から示された構成に従っている。「1 基本的な事項」として、上越市の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況、計画の基本方針と目標、計画期間といった事項がある。2～13までの各項目は、具体的な取組について、2の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成・確保から始まり、13のその他地域の持続的発展に関し必要な事項まで盛り込んでいる。この各項目については、「現況と問題点」、「その対策」、「事業の計画」、「公共施設等総合管理計画との整合」の4項目でそれぞれ構成している。

なお、過疎計画の策定に当たっては、県の方針に基づくとともに「新市建設計画」、「上越市第6次総合計画」、「第2期上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等との整合を図るように留意したいと考えている。

基本的に昨年度までの計画と比べて大きな変更は行わず、引き続き、産業、交通、医療、福祉など様々な分野を総合的に進めていくという作りになっている。

今後のスケジュールとして、地域協議会へ諮問して答申をいただければ、市議会に中間報告を行い、パブリックコメントで意見を募って成案を作り、12月の市議会に提案するという流れで予定している。

また、過疎計画の策定後に、現行の上越市第6次総合計画、財政計画がそれぞれ期限を迎え、計画の改定作業が始まる。両計画の改定後、この過疎計画も見直す予定としている。

「上越市過疎地域持続的発展計画（案）」の冊子をご覧いただきたい。先ほど説明したとおり、はじめに基本的な事項ということで当市の概況等を記載し、17ページから19ページにかけて、この計画の基本方針、基本目標、評価に関する事項、計画期間を記載している。

まず、基本方針では、過疎地域が、安全な食料の国内自給機能、国土保全、文化の継承、地球温暖化防止などの多面的で公益的な役割を持っていること。また、過疎地域と市街地や平場は共生・互惠の関係にあり、過疎地域が健全に維持され、持続的発展が図られることは、過疎地域にお住まいの皆さんの暮らしを守るだけでなく、上越市全体の安全・安心な生活の確保につながることから、当市における重要な地域であると整理している。

その上で、現行の第6次総合計画における市政運営のテーマ「選ばれるまち、住み続けたいまち」を持続的発展方針にも反映し、「現在の市民にとって住み続けたいまち」、「未来の市民にとって選ばれるまち・住み続けたいまち」、そして「まちの求心力を高め、様々な主体から選ばれるまち」を目指して必要な取組を実施するものとしている。

19ページでは計画の基本目標について記載している。市では過疎地域の人口について、これまでの国勢調査の結果等を踏まえ、令和7年で約3万6千人と推計している。今回設定

した目標は、人口減少の緩和に向けた取組を進めることから、3万6千人以上とした。

また、計画の評価については、事業の進捗を公表することとしている。

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としている。

次に、具体的な記載内容について、20ページをご覧いただきたい。このページからは具体的な内容を記載しており、「2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成・確保」では、現況と問題点、その対策が記載されている。そして具体的な事業が22ページ以降に記載してある。以降、24ページから同じ構成で分野ごとに記載している。先ほども説明したとおり、この過疎計画は、第6次総合計画に基づき、財政計画なども考慮しながら、過疎地域の現状を踏まえて行う過疎対策のための関連施策を総合的に登載しており、これによって過疎債などの財源を確保し、施策の実行性を高めることも目的の一つになっている。

今後、予定する計画の策定や社会情勢が大きく変化するようなことがあれば、新しい事業の追加や廃止なども考えられ、合わせて過疎計画を見直すことも予定している。

今回の諮問で地域協議会の皆様からいただいた意見や、パブリックコメントを通じていただいた意見を踏まえながら、よりよい計画にしたいと考えている。

なお、本日お配りした浦川原区の人口・世帯に関する基礎データ集には、人口の推計等が掲載されている。検討の際の参考にしていただきたいと思い、参考資料として配付させていただいた。説明は以上である。

【藤田会長】

今ほどの説明に対して、質問や意見はあるか。

【北澤誠委員】

「4 地域における情報化」の中に「他地域との情報通信技術の利用機会の格差是正」とあり、5Gのアンテナ基地局設置との記載があるが、この工事はNTTグループで行うので、最終的にNTT東日本浦川原交換局がしっかりしないとできない。それも忘れないで対応いただきたいと思う。従来、いろいろなものを変えていくと、必ず、浦川原交換局が狭くて対応できないということで、往々にして浦川原がとぼされて安塚に行ってしまう、大島に行ってしまうケースが多い。もう少し根本の部分も見ていかないといけないと感じる。

【田中課長】

情報政策の担当になるが、いただいた指摘を伝えたいと思う。ミスのない、漏れのない仕事を進めていくよう努めてまいりたい。

【藤田会長】

他にあるか。無ければ私から質問させていただく。計画の名称についてであるが、旧計画

は「過疎地域自立促進計画」であり、今回は「過疎地域持続的発展計画」となっている。これはSDGsとの関係をにらんでの変更なのか。

【田中課長】

国の法律の名称がこのように変わって、国から計画の名称も指定されているためである。国の文書を見る限り、その違いがなかなか判別できないが、近年における過疎地域の移住者の増加や、革新的な技術がでてきたこと。また、情報通信技術を利用した働き方改革といった新しい動きがあることから、過疎地域の課題解決に資する動きを更に加速させるということが趣旨に記載されていたので、ここに注意してほしいという意味合いはあると思っている。

【藤田会長】

大潟区、頸城区を除く11区で適用するとのことだが、大潟区、頸城区はこの対象ではないということか。

【田中課長】

そうである。国の要件で、人口の減少率、高齢者の割合、若者人口の割合など、いずれかの項目に合致すれば過疎地域に指定されるが、大潟区と頸城区は該当しなかった。法律上該当しないので、この計画の対象外ということである。

【藤田会長】

予算も充当されないということか。

【田中課長】

この計画は、過疎地域である11区で実施する事業に対して過疎債を充てるという作りになっているので、大潟区と頸城区で実施する事業に過疎債を充てることはできない。

【藤田会長】

他に意見はあるか。無ければ、浦川原区地域協議会として、この件について承認してよいか。大事なことであるので確実な方法として、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員の挙手)

【藤田会長】

10人中1人だけ賛成できないということである。五井野委員、賛成できない理由をもしよければ教えていただきたい。

【五井野委員】

ここで挙手をとる必要があるのか分からない。

【藤田会長】

議長の運営の仕方がまずいということか。

【五井野委員】

そこまでは言っていない。答申は次回の地域協議会で行うということだったと思う。私は、今回諮問として聞いて、答申は次回の地域協議会で行うという認識でいたが、いかがか。

【藤田会長】

諮問を今いただいて、皆さんから意見を伺っているわけである。

【五井野委員】

それであれば、これで今日答申ということか。

【藤田会長】

地域協議会として承認できるか、できないかということである。

【五井野委員】

それであれば、承知した。

【藤田会長】

では、10人中10人が賛成である。皆さんからはご了解をいただきたいと思う。

ここで、自治・地域振興課のお二人からは退席していただいて結構である。

【藤田会長】

続いて、「3 報告」に移る。(1) 会長報告は、今回は持ち合わせていない。

次に、(2) 委員報告として、委員の皆さんから報告事項はあるか。

【村松副会長】

中学生との意見交換会について報告させていただく。

先ほど実行委員5人で集まって協議した。教育・文化グループ長から、中学1年生の総合学習では、1学期に上越の見どころとして市内の各所を周り、2学期には、浦川原区の見どころとして取り組むと聞いたところである。実行委員の皆さんからは、地域協議会が主体となってやっていきたいという意見があり、地域協議会と生徒とのディスカッションでまとめていきたい。8月18日から20日の間に実行委員5人と中学校の先生と打ち合わせをして、どういった方向にもっていくか、具体的に決めていくということでまとまったので、皆さんに報告させていただく。

【藤田会長】

今ほどの報告について、質問や意見はあるか。無ければ、(3) 市からの報告に移る。何か報告事項はあるか。

【市村グループ長】

本日、皆様のお手元に配付させていただいたが、7月の地域協議会で答申をいただいた「浦

川原谷ゲートボールハウスの廃止について」、答申に対する市の方針を報告させていただく。

諮問のとおり浦川原谷ゲートボールハウスを廃止することとし、令和3年上越市議会9月定例会に所要の条例案を提出する。なお、廃止後の建物及び設備は、特定非営利活動法人大杉の里が公益事業(就労継続支援B型)の作業所として利用する意向を示していることから、地域福祉の向上に資すると判断し、当該法人に貸し付ける。以上である。

【藤田会長】

今ほどの報告について、質問や意見はあるか。無ければ「4 その他」に移る。委員の皆さんから何かあるか。

前回の地域協議会で連絡があったが、明日、午後2時30分から、立命館大学法学部の徳久教授による「上越市における活力ある地域社会の創生」に関する住民アンケートの調査結果報告会が開催される。会場は、浦川原コミュニティプラザ4階市民ホールである。委員の皆様からもぜひ出席いただきたい。

他にあるか。

【横田所長】

次回9月の地域協議会に関してお伝えさせていただく。かねてより説明させていただいている「公の施設の適正配置計画」に登載している、「浦川原運動広場(野球場、トレーニング棟)」と「横住総合交流促進センター」の廃止について、次回の地域協議会で諮問をさせていただく予定である。

【藤田会長】

他にあるか。無ければ、「5 次回の会議日程」である。次回の地域協議会は、9月8日、水曜日の午後6時30分から、浦川原コミュニティプラザで行う。

以上で第5回浦川原区地域協議会を閉じる。

9 問合せ先

浦川原区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL : 025-599-2301 (内線 305)

E-mail : uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。